

岩手県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
秋田基準寝具株式会社	秋田県秋田市八橋字イサノ6番地の1	秋田基準寝具株式会社北上営業所	北上市大通り四丁目6番11号 入山西ビルB室	北上市鬼柳町川原小屋26番地3	令和2年8月4日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
秋田基準寝具株式会社	秋田県秋田市八橋字イサノ6番地の1	秋田基準寝具株式会社北上営業所	北上市大通り四丁目6番11号 入山西ビルB室	北上市鬼柳町川原小屋26番地3	令和2年8月4日